平成２７年（フ）第３７６号
栃木県宇都宮市宮原５丁目１番15号　シャトー南宇都宮202、前住所栃木県宇都宮市不動前３丁目１番４号
債務者　武井　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７８号
栃木県日光市木和田島1571番地292
債務者　香取　正雄
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８４号
栃木県那須烏山市福岡582番地５
債務者　滝　　伸夫
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８８号
栃木県那須塩原市井口1177番地447　ラ・リブェール那須203号、前住所栃木県那須塩原市一区町281番地563
債務者　廣瀬　雅典
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７９号
栃木県佐野市大橋町1323番地
債務者　齋藤とし子（旧姓犬竹）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８４号
栃木県佐野市堀米町3511番地　コーポＭ－Ｆ
債務者　札木　英美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第３７３号
岡山市南区富浜町４番８号マリート富浜２号館201
債務者　旭　　優輝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６１４号
東京都葛飾区水元４丁目12―10―101
債務者　漆野　晃一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６１５号
東京都渋谷区上原１丁目36―13　野本ビル３階
債務者　木村　　聡
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６４６号
東京都武蔵村山市大南４丁目１－３－203
債務者　小城　良一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６４７号
東京都大田区大森南４丁目１―18　Ｂ棟401
債務者　松本　由紀
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６４９号
東京都葛飾区西亀有３丁目35―９―101
債務者　渡邉　郁夫
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６５０号
東京都台東区雷門１丁目９－１　株式会社ユニバーサル商会３Ｆ
債務者　渡邉　百合
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６５８号
東京都世田谷区奥沢７丁目４－２　田村方202
債務者　江古　純一
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６６２号
東京都渋谷区笹塚１丁目23－６－101
債務者　河野　高徳
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部